

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

落札者決定基準

令和3年7月15日

神奈川県平塚市

— 目 次 —

第 1 本書の位置付け	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式	1
2 事業者選定方法	1
3 事業者選定の体制.....	1
第 3 審査の手順	2
1 入札参加資格審査（第一次審査）	3
2 提案内容審査（第二次審査）	3
第 4 落札者の決定	6
1 落札者の決定.....	6
2 結果及び評価の公表	6
3 落札者を決定しない場合の措置.....	6

第1 本書の位置付け

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、平塚市(以下「市」という。)が、(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たって、入札参加者へ公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者(以下「最優秀提案者」という。)を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うに当たっては、入札金額とともに、事業能力、施設整備能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として提案内容審査(入札金額の適格審査、基礎審査、加点審査、総合評価値の算定)を行う。

なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するためにのみ行うこととし、入札参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

審査に当たっては、市が設置した「平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書及び提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会は、下表の5人の委員で構成され、選定委員会は非公開とする。

図表1 選定委員会の委員

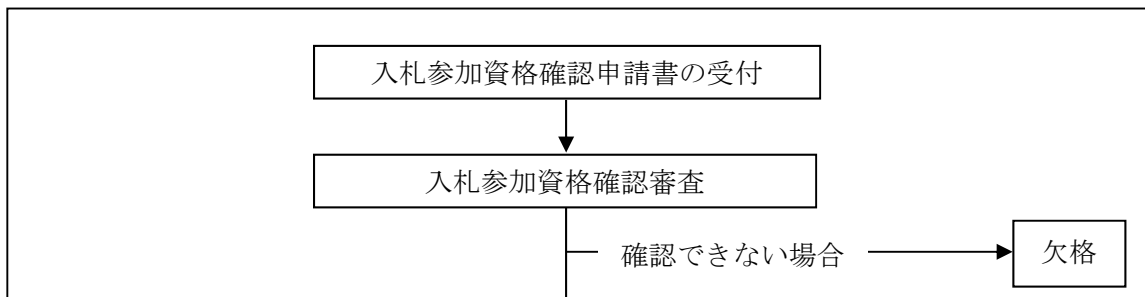
役職	委員氏名	所属等
委員長	山崎 俊裕	東海大学工学部 専任教授
職務代理	伊庭 良知	一般社団法人国土政策研究会 理事
委員	深山 愛美	城田法律事務所
〃	守泉 誠	守泉公認会計士事務所
〃	森 真理	東海大学健康学部 准教授

注) 入札参加者が、選定委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は失格とする。

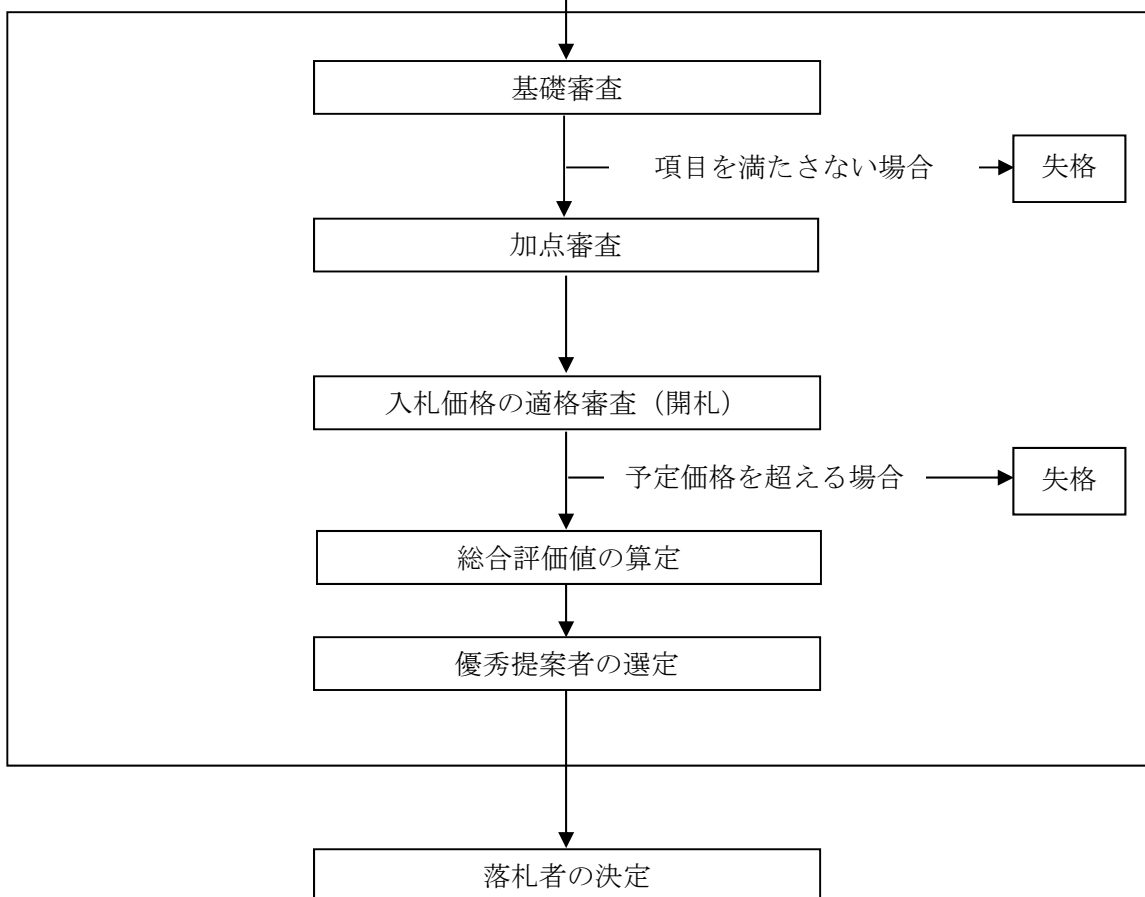
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



図表2 審査の手順

1 入札参加資格審査(第一次審査)

入札参加資格の審査では、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（入札参加資格がない）とする。

2 提案内容審査(第二次審査)

(1) 入札書及び提案資料の確認

提出された入札書及び提案資料を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書及び提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 基礎審査

提出された提案書類の内容が次に示す審査項目を充足しているかを確認する。

1項目でも充足していない場合は、失格とすることがある。

また、入札参加者が提出した入札書及び提案書類の内容について、入札説明書等で規定されている要求水準を全て充足していることを、様式 23 要求水準に関する誓約書において誓約している。本様式にて誓約がなされていない場合は、失格とする。

図表 3 基礎審査の視点及び内容

審査項目	審査の視点	審査内容	様式
1 資金調達・収支計画	確実な資金調達、安定的な収支計画となっているか。	金融機関等との融資条件の調整など、事業開始後の確実な資金調達が見込めるか。	様式 24
		適切な収支計画となっているか。	
2 工程計画	令和 6 年 9 月に供用開始する工程計画となっているか。	令和 6 年 9 月に供用開始する工程計画となっているか。	様式 25
		設計や建設に係る申請手続等の適切な期間が確保されているか。	
3 平面・断面計画	計画地が浸水想定区域かつ河川保全区域であることに対応した浸水対策が計画されているか。 安全・安心な給食を実現するため、衛生基準等に適合した給食エリアのゾーニング、動線計画等となっているか。	国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム」に示される深さの浸水が発生した場合においても、給食センターに設置した厨房機器等が浸水せず、浸水が収まった後に、給食を直ちに提供できる計画となっているか。	様式 26-1
		給食エリアのうち、検収・下処理ゾーン及び調理ゾーンは、小学校 3 献立分と中学校 2 献立分を壁により区分して各諸室が計画されているか。	様式 26-2
		非汚染・汚染作業区域が適切に区分されているか。 要求水準に規定した諸室がすべて計画されているか。	
4 調理設備計画	1 日 15,000 食かつ 5 献立方式であることを踏まえたうえで、2 時間喫食に対応できる十分な調理設備計画が提案されているか。	適切な規模の食品の保管スペースを確保しているか。	様式 27
		適切な調理能力を有する機器・台数を設置しているか。	
5 配送計画	2 時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	対象校 36 校への 2 時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	様式 28

(3) 加点審査

事業提案書について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて性能点を付与する。性能点は小数点第2位まで求める。

加点審査の評価項目、評価の視点及び配点は、図表4のとおりとする。

性能点は、図表4に示す8つの評価項目ごとに、図表5に示す5段階評価により付与する。加点審査の満点は60点とする。

なお、5 その他(1) 地域経済への配慮のうち、市内企業への発注額に係る得点については、図表5に示す5段階評価によらず、評価の視点に記載の算定式により算定する。

図表4 加点審査の審査項目、審査の視点及び配点

審査項目		審査の視点	配点	様式
1 事業計画		・事業を長期間安定的に実施するための実施体制（構成企業の役割・責任分担、バックアップ体制、人員配置等）、リスク管理、セルフモニタリング計画等について、優れた提案がなされているか。	6	様式 30
2 安全・安心でおいしい、適温給食の実現	(1) 安全・安心な給食提供の実現	・15,000食、5献立の調理を実施するにあたり、食物アレルギー物質の混入や食中毒の防止等に向けた衛生管理及びリスクの低減・回避について、施設計画・運営の観点から優れた提案がなされているか。	14	20 様式 31-1
	(2) おいしい適温給食の実現	・おいしい給食を提供するための調理設備の導入や調理の工夫等について、優れた提案がなされているか。 ・適温給食の実現のため調理機器・調理備品の調達等について、優れた提案がなされているか。	6	
3 学校給食を活用した、更なる食育の推進		・給食センターにおいて、児童・生徒の食に関する興味や知的好奇心を育むための、諸室・設備・備品等の計画及び市が行う食育への取組支援について、優れた提案がなされているか。	4	8 様式 32-1
		・新型コロナウイルスが蔓延する社会状況等も踏まえ、情報発信やICTの活用等により食育を展開するための支援について、優れた提案がなされているか。	4	
4 未来に続く安定的な給食提供の実施	(1) コスト削減、環境負荷への配慮	・長期的な視点から修繕費・光熱水費を含むライフサイクルコストの削減、施設・設備機器の長寿命化・メンテナンス性、省エネルギー化及び環境負荷への配慮について、優れた提案がなされているか。	5	13 様式 33-1
		・将来的な調理員の人材不足等を考慮し、調理作業の効率化や人員配置の工夫等について、継続的な運営を見据えた優れた提案がなされているか。	3	
	(2) 災害対策等	・災害発生後に学校を再開する際、給食を直ちに提供できるよう、災害発生時における施設や設備機器への影響の回避・抑制及び早期復旧の方策について、優れた提案がなされているか。	5	

審査項目		審査の視点	配点		様式
5 その他	(1) 地域経済への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業のみならず様々な分野の市内事業者の育成、市内事業者の参画及び市内雇用の創出など、地域経済に貢献するための優れた提案がなされているか。 	5	13	様式 34-1
		<ul style="list-style-type: none"> 市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献が期待できるか。 (得点の算定式) $\text{評価点} = 5 \text{点} \times \{ 1 - (\text{建築工事費等}^{\text{注1}} \text{注2}) \text{のうち市内企業への発注額/建築工事費等} \}$ ※算出した得点の小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 注1) 様式20-2①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「13. 土木工事」及び「14. 付帯工事」に係る見積額の合計額とする。 注2) 市内企業への発注額とは、入札参加グループの構成員がSPCから受注した金額及び入札参加グループの構成員からの一次下請企業への発注額の合計額とする。	5		様式 34-2
	(2) 周辺環境・安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、交通渋滞、その他近隣への影響の抑制につながる優れた提案がなされているか。 近隣住民、本施設の来場者、給食配送校の児童・生徒等の安全確保について、優れた提案がなされているか。 	3		様式 34-3

図表5 加点審査の評価基準と得点化方法

評価内容		採点レート
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	AとCの中間程度	当該項目の配点×75%
C	優れている	当該項目の配点×50%
D	CとEの中間程度	当該項目の配点×25%
E	要求水準を満たす程度	当該項目の配点×0%

(4) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(5) 入札価格の得点化方法

入札書に記載された入札価格を対象として、次式により価格点を算定する。価格点の満点は40点とする。

価格点の算定にあたっては、小数点以下第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 40 \text{点} \times \{ 1 - (\text{入札価格/予定価格})^3 \}$$

(6) 総合評価

選定委員会は、次式に基づいて算定した性能点と価格点の合計（総合評価値）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価値は小数点第2位まで求める。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点（最大 60 点）} + \text{価格点（最大 40 点）}$$

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

市は、入札参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価値が同点のとき）は、性能点が最も高い者を落札者とする。

なお、性能点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のウェブサイト等で公表する。

3 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のウェブサイト等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。